

議 第 6 号

緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、防災・減災、国土強靱化の推進に向けて、今年度までを事業期間とする緊急浚渫推進事業債並びに来年度までを事業期間とする緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を設けており、地方公共団体による緊急的かつ集中的な災害対策を進めている。

これらの事業債は、地方債の充当率が100パーセント、交付税措置率が70パーセントであることから、本県においても、河川氾濫等の浸水被害防止に向けた浚渫、公共施設の耐震化、防災インフラの整備等、地域の実情に応じた対策に活用されるなど、地方公共団体にとって重要な財源であるが、時限的な措置であるため、事業期間終了後の必要財源の確保が懸念されている。

こうした中、近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風、豪雨等の気象災害に加え、今後発生するおそれのある大規模地震等への対策が求められていることから、地方公共団体が引き続き災害対策に取り組めるよう、継続的な財政支援が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、自然災害から国民の生命及び財産を守るため、緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を延長するよう強く要請する。